

功利主義と政治的思慮 : J・S・ミル『代議政治論』 を手掛かりに

関口, 正司
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/16364>

出版情報 : 政治研究. 46, pp.1-13, 1999-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン :
権利関係 :

功利主義と政治的思慮

—— J・S・ミル『代議政治論』を手掛かりに ——

関口正司

はじめに

- 一 因果性認識の方法論
- 二 蓋然的認識の援用とその意義
- 三 複数の目的間における調整
おわりに

はじめに

J・S・ミルの功利主義思想については、とりわけ一九六〇年代以降、道徳哲学的観点から活発に研究が進められるようになった。思想的・理論的な統一性と個性をそなえた思想家としてミルを捉えようとする志向を特徴としたこの新たな動きによって、過渡期の妥協的思想家というステレオタイプ化していた従前のミル像がようやく見直されるようになったと言つてよいであらう。⁽¹⁾とはいえ、ミルの思想理解においては、こうした水準の上昇にもかかわらず、依然として重大な空白が残されている。ミルの功利主義に検討を加える際に、彼の政治理論上の中心的著作である『代議政治論』がほとんど取り上げられていないことは、そうした空白の存在を端的に示していると言ふべきであらう。

ここに含まれている問題は、ミルの思想理解における不十分さということにとどまらない。なぜなら、この空白は、功利主義的・道徳理論の現代的可能性への期待に強く動機づけられた研究が進展する中で、にもかかわらず存在しているからである。これは明らかに、体系的・総合的な規範理論としての功利主義の理論的広がりに対する疑念を引き起こす一因となりうる。はたして功利主義は、社会全般の幸福を極大化すべしという一般論的な道徳的訓示にとどまることなく、端的に諸価値が（しばしば両立困難な形で）対立する現実政治の場において、市民や政治家を啓発する有力な実践的理論たりえるのだろうか。それは、そうした場において、競合する他の規範理論（たとえば契約説）に対して優位を示すことができるのだろうか。

本稿では、功利主義者ミルが『代議政治論』において、実践的議論における政治的思慮の復権につながるような領域に入り込んでいることを明らかにし、それを、現代における功利主義的政治理論に対して（いや、功利主義的かどうかを超えて、政治理論一般に対してさえ）積極的な意義を有するものとして強調することが試みられる。ミルにとつて、政治的思慮は、主に二つの理由から実践的思考において不可欠であった。第一に、ミルは『代議政治論』を執筆するに際して、政治事象における因果性の把握が必ずしも完全たりえず、蓋然的認識にとどまらざるをえないという

現実には直面せざるをえなかった。言いかえれば彼は、目的に対する手段の適合を、厳格な演繹的推論によってではなく、広い人間的経験から蓋然的に判断する必要に迫られたのである。さらに、政治主体の信条自体が政治の場における重要な原因の一つである、という洞察にミルがたどり着いていたことも、関連する事実として付け加える必要がある。第二の理由は、すべての実践的判断は最終的には功利性によってのみ正当化可能であると考えた点で、ミルは明らかに功利主義者であったが、にもかかわらず彼は、現実の具体的場において複数の二次的諸目的が対立競合する場合、普遍的規則の適用によって機械的にその対立競合が解消されるとは考えなかった、ということである。そうした場合には、個々の事例において政治的思慮を働かせる以外に解決の道はない、とミルは考えたのである。以下、これら二点をめぐる彼の具体的議論に考察を加えることにしよう。

一 因果性認識の方法論

政治や社会の諸事象の因果性をいかに認識するかという問題は、ミルにとつて終生一貫した関心の対象であった。とはいえ、この問題に対する彼の見方は変化しており、大別すると三つの時期に分けて捉える必要がある。第一の時期は、「精神の危機」以前の、ベンサム主義に全面的に傾倒していた時期である。この頃の彼にとつて、人間事象認識の方法論上のキーワードは、「人間本性の諸原理」であった。それは人間の行為における基本法則であり、具体的には、行為は快苦に動機づけられるという快樂主義的心理学の法則であった。ミルは、ベンサムやジェイムズ・ミルと同様、一切の人間事象はそうした基本法則から演繹的に説明可能であり、かつ、唯一この方法だけが合理的・科学的な説明となりうると考えた。この方法論的立場は、たんに純理論的なものではなく、支配層の経験主義的・先例主義的な思考様式に自覚的に対抗するものでもあった。すなわちそれは、イギリス国制を歴史的に生成してきた最善の国制とし

て正当化する支配層のイデオロギー的議論に対して、急進的改革の必要性を明らかにするためのイデオロギー的武器、という性格を帯びていたのである。⁽²⁾

第二の時期は、「精神の危機」以後、とりわけ、マコーリーとベンサム派の方法論をめぐる論争以後の、ミルの方法論上の反省によって特徴づけられる。ミルは、ウィットグ・イデオロギーと不可分に結びついていたマコーリーの経験主義的方法を拒否しつつも、彼のベンサム主義批判に妥当なものが含まれていることを認めた。個々に異なった事情の下で生起している各事例からの経験的一般化は有効たりえないというミルの確信は揺らがなかったものの、ジェイムズ・ミルの理論は人間本性の一部分だけを推論の前提とし他の部分を捨象しているというマコーリーの批判は、「精神の危機」以後、ベンサム主義の人間認識を拡大する必要を感じていたミルにとって、核心を衝くものだったのである。⁽³⁾ こうした批判を念頭に置いて進められた彼の方法論上の反省は、「経済学の定義と方法」に示された力学的合成モデルと検証理論、さらに『論理学体系』における具体的演繹法の議論に結実していくことになった。力学的合成をモデルとする方法とは、単一の前提から単線的に演繹的推論を行なうのではなく、複数の前提からそれぞれに推論を行ない、それぞれの帰結を合成して最終的結論を得る、という方法である。彼はまた、推論の出発点となる複数の前提にかんじて、いずれかの前提自体が看過される可能性を念頭に置いて、演繹的推論の結果と経験的一般化との照合による検証の必要性を強調した。⁽⁴⁾

第三の時期は、コントの「歴史的方法」との出会い以後の時期である。ミルは、一八三〇年代末、コントの『実証哲学講義』における社会進歩の法則にかんする考察に強く刺激を受け、コントとの文通を行ないながら、当時執筆中であった『論理学体系』に「逆演繹法」の章を加えることになった。ミルはすでに一八三〇年代中頃以来、社会変化についての認識を重視するようになっていたが、そうした認識が現状では経験的・蓋然的な認識にとどまっていることに不満を抱いていた。彼は、依然として、人間事象認識が科学的であるためには、人間本性の基本法則からの演繹

という方法が不可欠であると確信していたが、しかし他方、長期にわたる歴史過程の長大な因果連鎖を単純法則から演繹することは現実には不可能なことも認めざるをえなかった。このデイレンマを突破するものとして彼が提唱したのが、「逆演繹法」と名付けられた方法であつた。コントの議論をヒントにして案出されたこの方法の要諦は、一方において人間本性の基本的法則から説明可能で、かつ、他方において様々な歴史的变化の経験法則を説明できるような中間公理を発見することにあつた。この中間公理が媒介的リンクとなることによつて、基本法則と歴史的变化にかんする諸々の經驗的認識の結合が可能となる、とミルは考えたのである。⁽⁵⁾

このように、ミルの方法論上の發展は、人間事象認識の拡大深化の必要性を主要な動機としていた。とはいへ、基本法則からの演繹的推論のみが人間事象認識の科学性を究極において保証するという確信にかんしては、終始一貫していたこともたしかである。しかしながら、その点で一貫していたという特徴付けは、実のところ、それだけでは形式的に過ぎるのであり、二つの点について付言することが必要不可欠である。

第一にわれわれは、人間認識の拡大深化とその科学性とを並行的に追求する際にミルが直面した深刻な問題を看過してはならないであろう。その問題とは、自由と必然の問題である。ミルは、科学的認識に不可欠と考えた決定論を、人為の効果を一切否定する宿命論と明確に区別することによつて、この問題を解決しようとした。この姿勢は、科学的な因果性認識は自由な行為主体として望ましい価値を追求する人間に対し実践的次元で貢献すべきものであるという確信と不可分に結びついていた。⁽⁶⁾ さらに言えば、自由と必然にかんするこの見方は、後述するように、行為主体の信条に働きかけることと自体が、政治的因果性の場において重要な要因となるという洞察にも連なることになる。

第二に留意すべき点は、人間事象の科学に対する期待は終生変わることがなかったとはいへ、⁽⁷⁾ ミルは、そうした科学的認識の確立との関連で困難を抱えており、それを克服しないまま、『代議政治論』において自らの政治理論を展開した、という事実である。そこで次に、これについて、『代議政治論』における議論に即して論ずること⁽⁸⁾ にしよう。

二 蓋然的認識の援用とその意義

ミルは『代議政治論』の前半部分において、代議政治の導入を可能とする諸条件について三つの観点から検討を加えている。一つは、代議政治と文明段階との適合性にかんする議論である。ミルは、具体的には、自らの行動の自由を限定し共通の権威に従う文明段階に達していることと、専制に屈服してしまわない自律性・自治能力を獲得していることという、二つの条件を提示している。第二は、代議政治と国民性との適合にかんする議論であり、ミルはフランスの国民性と四八年二月革命の挫折を念頭に置きながら、個人的独立の志向よりも他者支配の欲求が強い国民性の場合、代議政治の利益を享受することは困難である、と論じている。第三に検討されているのは、代議政治の存続条件である。具体的には、国民の間に代議政治が望ましいというコンセンサスが存在しこの体制を進んで受容していること、国民が危機に際して体制維持のために積極的に行動すること、遵法的であるということ以外にも自らに課せられている義務や役割を国民が果たすこと、という三つが挙げられている。⁽⁹⁾ これら三種の条件は、けっして即興的に羅列されていたわけではなく、『論理学体系』第六巻に提示されていた社会科学の構想に対応するものであった。すなわち、文明段階との適合という第一の条件は歴史的变化の法則性を探求する社会動学に、国民性との適合は国民性形成の因果関係を探求するポリテイカル・エソロジーに、そして代議政治の存続条件は社会の存続・安定の要因を探求する社会静学⁽¹⁰⁾に、それぞれ対応していた。

しかし、こうした対応にもかかわらず、『代議政治論』における議論は、ミルが理想とした科学的根拠付けの手続きを経たものではなかった。彼はたとえば、当該社会に必要とされる政治制度は文明段階によつて異なる、という認識は、「大部分は哲学的な認識というよりも、経験的な認識であるとしても、現代の政治理論が過去のものよりもすぐれ

ている主要な点」であると指摘しているが、自らの議論が哲学的（科学的）なものであるかどうかについては沈黙している。⁽¹⁰⁾ミルが沈黙せざるをえなかったのは、彼が依然として、逆演繹法の核心に位置する中間公理の厳密な確立に成功していなかったからであった。⁽¹¹⁾同様のことは、国民性という条件や代議政治の存続条件についての議論についても言えるのであって、ポリテイカル・エソロジーと社会静学の双方の理論的基礎を提供するはずのエソロジー（性格形成学）は構想のままにとどまっていた。

たしかにこのことは、演繹的推論によって心理学的基本法則と結合するという形での社会科学の確立を、ミルが最終的に断念したということの意味するわけではない。また、そうした確立を待たずに『代議政治論』を書いたことは、ミル自身にとっては、いわば見切り発車をした、ということ以上の深刻な意義を有していたのかどうか定かでない。しかし、蓋然的・経験的認識以上の確度を社会科学に期待しえないように思われる今日においては、ミルが踏み出した一歩は、いつそう深い含蓄を持つものとして評価できるのではないか。そのことは、次のような仮想的状況を考えてみるならば明らかであろう。もし、すべての人々が功利主義（この際、どのような功利主義かは問わないこととして）に改宗したとしよう。とすれば、政治体制や個々の政策の究極目的は社会全般の幸福である、というコンセンサスが成立していることになる。だが、どの政治体制なり政策が、社会全般の幸福という帰結の原因だと確言できるのだろうか。おそらく、そうした因果性についての諸々の判断の間には、優劣や説得力の大小といった差が依然として存在するであろう。しかしその差は、完全に科学的であるものと完全にそうでないものとの差ではなく、蓋然性の程度の差であろう。そして、この程度の差は、経験的一般化における手続き上の瑕疵の有無ということを別とすれば、経験や人間観察の豊かさや、他者に対する想像的理解の深さに由来するであろう。

さらに、われわれが、ミルによる自由と必然の解決を受容していると想定しよう。そうであるとすれば、因果性についてのわれわれの蓋然的認識は、他のようにでもありえたものについての認識、すなわち、アリストテレスの言う

思慮にいつそう近づくであろう。⁽¹²⁾ 加えて指摘するならば、ミルの議論は因果性の次元と価値の次元とが交錯する限界領域にも及んでおり、ここにおいて政治的思慮は、時宜を得た政治的説得を支える役割を果たしている（元来、思慮 *prudence* という概念自体が *policy* を含意しているにもかかわらず、本稿において「政治的思慮」という表現を用い、「政治的」という形容をあえて付すのは、このためである）。実際、『代議政治論』それ自体、そのような意味での政治的思慮の産物と言ふことができる。この著書は、純理論的な政治学の教科書ではなく、イギリス国民を対象に望ましい代議政治のあり方を採用するよう説得することを主要目的としていた。⁽¹³⁾ ミルは、一方において、大方のイギリス国民が現国制の枠組を超えた改革は望んでいないという判断を前提に、現国制の維持は社会安定の要件であると考へた。言いかえれば、現国制に執着する国民の信条もしくは心情は、一つの社会学的与件であった。しかしミルの考へでは、この与件の下で、欠陥をともなう現在の代議政治か、理想的代議政治に向けた改革か、という選択肢が存在するのであり、そうであればこそ、彼は、代議政治の理念と望ましい諸制度の詳細について、読者である国民の既存の信条に訴えつつ説得に努めたのであった。すなわち、ミルが説得に際して大きく依存したのは、思弁的理性や科学的合理性ではなく、人々の現実の信条を顧慮しつつそれに働きかける最適戦略を見出す能力たる政治的思慮だったのである。

三 複数の目的間における調整

『代議政治論』は、上述のような因果性との関連で政治的思慮へと連なっていく系列の議論の他に、価値判断との関連で政治的思慮へと連なっていく系列の議論を含んでいる。この後者の議論は、具体的には、複数の目的を追求する際に一方の目的追求と他方の目的追求との間で調整が必要となる事例を対象としている。

ミルは、人間が追求すべき価値は究極においては幸福であるという功利主義者の姿勢を維持しながらも、より具体的な次元では、幸福を構成する諸価値の多様性を認識しており、さらにまた、それらの諸価値が現実において対立し葛藤することがありうることをも認識していた。本稿の冒頭で言及した六〇年代以降の研究における最大の成果の一つは、こうした対立・葛藤の道徳理論次元におけるミルの解決策を明らかにした点であると言つてよい。その解決策とは、究極原理としての功利性原理の下位に複数の二次的原理を設定し、人間の行為を、どの二次的価値の増減に関連するかに応じてカテゴリー区分することである。たとえば、他者の利害にかかわる行為の価値基準は正義という二次的原理であり、本人の利害にかかわる行為の基準には審美性や賢明さといった二次的原理が割り当てられる、といった具合にある。さらに、この解決策が『自由論』の自由原理と密接にかかわっていることも、この数十年の研究において明らかにされてきた¹⁴。

こうした二次的原理の設定という解決は、いわば諸価値の棲み分けによつて、対立や葛藤の回避をめざしていると言えよう。ここにおいては、諸価値は、それぞれに割り当てられている行為の領域内で追求される限り、原理上は、対立や葛藤はありえないことになる。そうであればこそ、ミルは『自由論』において、自分にかかわる行為と他者にかかわる行為の峻別を力説し、前者のカテゴリーに属する行為の自由を訴えたのである。だが、諸価値の対立は、こうした棲み分けだけで、はたして完全に回避できるのだろうか。

この問いかけが従来ほとんどなされてこなかった大きな理由の一つは、ミルの功利主義が『自由論』との関連でしか考えられず、『代議政治論』が考察の埒外に置かれていたことに求められるであろう。実際、『代議政治論』においても、統治の善し悪しの基準や統治の目的にかんして、二次的なものを取り上げられているのだが、それらは、上のような棲み分けによつて対立が回避できるとは考えられていないのである。以下、この点に注目することにしよう。

ミルは『代議政治論』の前半における総論的議論において、善き統治の要素を二点指摘している。彼の考えでは、

善き統治の究極の基準は社会全般の幸福・功利性であるとしても、政治理論においてはこの基準はあまりに一般的であり、より具体的な基準が必要であった。そこで彼は、「持続と進歩」というコールリッジが提唱した基準と「秩序と進歩」というコントが提唱した基準をそれぞれ批判的に吟味した上で、国民の資質を向上させる度合いと、機構の質という二つの基準を提起している。¹⁵⁾ただし、後者の機構の質という基準は、さらに、正しい目的をめざした機構の運用という基準と、機構の効率性という基準の二つを合成したものであるので、ミルは実質的には、三つの基準を提起していると考えることができる。次いで、『代議政治論』後半の各論的議論では、これら三つは、理想的代議政治がめざすべき目標として扱われ、様々な制度や機構がこれら三つの目標の達成という見地から検討されている。¹⁶⁾

ここで注意すべきなのは、個々の制度は、いずれか一つの目標を達成するという観点からではなく、三つすべてを睨み合わせる見地から検討されている、ということである。たとえば、選挙権の拡大や地方政治への参加は、国民の資質の改善という点での効果だけではなく、公正さや能率という目的達成への影響も顧慮されるのである。しかも、この顧慮は、目的間の相互依存性ばかりでなく、対立可能性を想定して行なわれている点が重要である。具体例を挙げれば、統治の能率と公正さは、代表と選挙民との関係において、あるいは官僚と議会との関係において対立しうる。統治の能率と国民の資質改善とは、中央政府による行政と地方政治への住民参加とのかねあいにおいて対立しうる。国民の資質改善と公正さとは、選挙権の拡大と少数意見の尊重とのかねあいにおいて対立しうる。

政治においてめざすべき目的が複数存在し、しかもそれらが相互に依存したり対立する可能性を持っているとするならば、達成目的別に制度を分類するという棲み分けの方法は不可能となる。ミルによれば、対立可能性を持つ複数の目的を同時並行的に追求する際には、政治的になすべき事柄を個々の状況を超えて普遍的に指示する絶対的な規則は定立できない。必ずしも通約可能ではない価値を持った諸目的を睨み合わせながら、個々の状況において、得失を総合的に考慮せざるをえないのである。このように、『代議政治論』におけるミルの議論は、目的の複数性と政治状況

の個別性・複雑性に対する鋭敏な認識という経路からも、政治的思慮による実践的判断の必要性へと導かれていったのであった。

おわりに

以上の二および三における検討の結果は、現代における功利主義的政治理論（あるいはより広く政治理論一般）に対する幾つかの重要な問題提起に連動している。第一に、現代功利主義は、ミルの社会科学構想の実質的挫折をどのように評価するだろうか。一つの選択肢は、因果性認識の領域から撤退し規範理論の領域に立てこもることであろう。だが、その場合、制度や政策の提言という実践的役割は功利主義から失われるであろう。具体的には何が社会全般あるいは人類全般の幸福に寄与しうるのかについて、何らかの説得的な提言ができない規範理論に、どのような価値が残されるであろうか。もう一つの選択肢は、社会科学の蓋然的・経験的性格を認めつつも、そのようなものとしての社会科学の価値を評価することであろう。だが、その場合、対立する蓋然的認識の間でどれを採用するかという問題は、純粋な事実認識上の争いではなく、実践的、いやむしろ政治的と言うべき性格を帯びることになるであろう。功利主義はこのことを受け入れられるだろうか。歴史的には、そのことを拒否しようとして、功利主義者は科学を持ち出したように思われるのではあるが。

また、現代功利主義は、政治のめざすべき目的は現実には複雑な性格を帯びている、というミルの教訓をどのように受け取るであろうか。ある論者は、ミルのそうした認識を見事に把握し評価しながらも、ミルの提唱する総合的考慮はあまりに不確定性が大きいとして、ロールズ流の辞書的ルールのような優先ルールを設定する必要性を説いている。⁽¹⁷⁾ ある特定の共通する状況においてそのようなルールが効果を発揮する可能性を、ア・プリアリに否定すること

は、それこそ思慮に欠けるであろうが、そうしたルールが普遍的に適用可能と想定することもできないであろう。しかし仮に、普遍的に当該ルールが適用可能でないとすれば、場合分けのためのルール定立が必要となるであろう。そして、後者のルールの適用可能性についてのルール定立の必要……という無限後退が生ずるのではないか。他方、逆に、普遍的に適用可能であるとするならば、複数の目的が対立した場合には、一方の目的を犠牲にせざるをえない。だが、総合的考慮が本来めざしているのは、一方を全面的に犠牲にすることではなく、むしろ、ある意味では「玉虫色」の解決なのではないか。政治的思慮の見地からすれば、「玉虫色」がつねに悪しきものであるとは限らない。なお付言するならば、ここでは立ち入る余裕はないが、合理的選択論についても、こうした優先ルール定立の場合と同様の問題に直面する可能性があるように思われる。

論点を要約しよう。ミルの『代議政治論』についての以上の考察は、功利主義は政治的思慮（としての政治理論）を許容しうるか、という問題を提起している。もちろんこの問題は、政治理論家の側が特権的優位に立ちながら、一方的に道徳理論家に対して突きつけることのできる問題であるわけではない。それはひるがえって、政治理論家に対しては、政治的思慮は自らを正当化する根拠として功利主義を必要とするかどうか、という問題として返されるであろう。

(1) 代表的な研究としては以下のものが挙げられる。Alan Ryan, *The Philosophy of John Stuart Mill*, 1970, Oxford University Press; C. L. Ten, *Mill on Liberty*, Oxford University Press, 1980; J. C. Rees, *John Stuart Mill's On Liberty*, Oxford University Press, 1985; John Gray, *Mill on Liberty: A Defence*, Routledge & Kegan Paul, 1983; Fred Berger, *Happiness, Justice and Freedom*, University of California Press, 1984; John Skorupski, *John Stuart Mill*, Routledge, 1989. なお utilitarianism に「功利主義」という訳語をあてるとについては、この訳語がしばしば「利己主義」と混同されてくるという見地から、「効用主義」あるいは「公利主義」という訳語に代えようという提起が一部の研究者によって行なわれている。傾聴すべ

き提案であるが、ここでは暫定的に従来の訳語を使用することとする。

- (2) 関口正司『自由と陶冶——J・S・ミルとマス・デモクラシー』みすず書房、一九八九年、第一章参照。
- (3) 前掲書、第三章第三節参照。
- (4) 前掲書、第三章第二節参照。
- (5) 前掲書、第四章第二節参照。
- (6) 前掲書、第三章第一節、第四章第三節・第四節参照。
- (7) そのことは、ミルが晩年に至るまで、こうした期待を基調とする『論理学体系』の改訂を重ねた事実を示されている。
- (8) 『代議政治論』の詳細な検討については、関口前掲書、第五章第一節参照。
- (9) See, John Stuart Mill, *Considerations on Representative Government, in Collected Works of John Stuart Mill*, vol. 19, University of Toronto Press, 1977, ch. 4 (以下CRGと略記)。山下重一訳『代議政治論』、中央公論社(世界の名著・49)、『第四章参照。』
- (10) CRG, p.383, 山下訳、三七九頁。
- (11) ミルはコントの三段階説(歴史は神学的段階・形而上学的段階・実証主義的段階という進歩の展開であるという説)を中間公理の有力な候補とみなしていたが、それが中間公理であると完全に立証されたとはまでは考えていなかった。関口前掲書、三〇七—八頁参照。
- (12) アリストテレス『ニコマコス倫理学(上)・(下)』高田三郎訳、岩波文庫、(上)一八頁、二二〇—二二四頁。
- (13) 関口前掲書、四一三—四一六頁、四二四—四二八頁参照。
- (14) とりわけ、註(一)に列挙した文献のうち、ライアンとグレイの研究が、この点で大きな貢献をしたと言えるであろう。
- (15) CRG, ch. 2.
- (16) 関口前掲書、四二四—四二六頁参照。
- (17) Dennis F. Thompson, *John Stuart Mill and Representative Government*, Princeton University Press, 1976.

本稿は一九九五年度—九七年度、文部省科学研究費総合研究(A)「功利主義の歴史的意義と現代的課題の研究」(代表者、永井義雄、関東学院大学)における研究成果の一部である。